



る日本民主主義の育成のためにも、最も悪い考え方と同調しているものであるということを、個人的には甚だ失礼でありましたが、言を極めてその諸君たるもの言つたのでありますが、繰返してこの言を私は速記録に特に残しておきたかったと思うのであります。どうぞそぞういう点について十分お考え直しを願つて、立法院の調査はそんな行政の調査の抜萃のようなことで事足りるものではない。独自の見識と独自の見解を以てやらなければ意味をなさんといふことをこの機会に申上げておくものであります。若し何か答弁せられることがあるならば、答弁して頂いても結構であります。

一つ重複するところもあると思いますが、若干質問をお許し願いたいと思ふります。先ず大橋法務総裁にお伺いしたことは、この法案は現下の治安の状況から見られまして、現行法の改正を要する点を最終的に段階において改正されたものであるかどうか、この法案の通過を心から望んでおられるかどうかという点なんだと思います。なぜ申さういうことをお尋ね申上げるかと言いますと、自由党におかれましては、二十六日の総務会におきまして自衛治安対策要綱を決定されたわけであります。その内容につきましては時間がありませんので申上げませんが、国民の自立的な立場からこの自衛治安の万全を期するために国会に常任委員会を設する、この常任委員会は国警、自治体、特警、海上保安庁、出入国の管理、監察官備隊等の事項を所管する、更に専任の所管大臣を置く、内閣に国家保全調査庁を置く、或いは国警、自警の能率を向上し、その調整を図るため国家公安委員長は国家安全大臣の兼務とするというような極めて底辺的な、確かに現在おきますところの治安に関するいろいろな盲点を取上げられたような、総合的なこの治安自衛の対策が総務会で二十六日に決定されました。確かに現在おきますところの対策が総務会で二十六日に決定されております。御存じのように憲法の第六十七條によりますと、内閣総理大臣は、国會議員の中から国会の議決でこれを決するということになつていて、少くとも我々としましては、今回国会に出されましたところの警察法の一部改正法案といつものは、吉田内閣の警察法に対する改正案であると同時に、自由党の治安に対する基本的な考えが政策的に集約されたもの

であると思ふわけですが、我が制度の改正案を出されることは、一休奈辺に真意があるかどうかと、最終段階に入る頃に、自由党とされることは、うな更に広汎な警察制度の改正案を出されると、いふことを非常に困難なだけあります。或いはこの警察の事務の担当者がいろいろ／＼要請されるから、もつと根本的な改革があるので、まさしく切なる要望に応えて、大権法を説得してここまで持つて来られたのではないかといふようなことをすら思われるわけですが、少くとも今回提出されたものは、吉田内閣の警察法の改正案であると同時に、我々としては、これは自由党的改正案であるふうにもとるわけですが、総務会が二十六日に突如として治安安法の専任大臣を置くことと、この改正案を出されるといふことは、国会の現在の審議に対する或る意味では賛成ではないかとすら思ふますし、そういう点で我々は甚だ迷惑の意を持つわけがありますが、少くとも総務会がこういう決定案を新聞に公表される段階に至りますと当つては、所管の専任大臣であられるところの大権法務総裁のこの要綱の決定されに至ります関係、それに対してもういふ関係をお持ちであるが、更に法務総裁とされましては、このたび出されたような改正案が一應ここで国会を通過いたしましても、直ちに又このよくなれど、改めとされましては、このたび出されたような改正案が一應ここで国会を通過いたしました。

本州の改正案を国会に出される意図はあるのかどうか、これは大体現下の政治の諸情勢からして、当分の現段階としては或る意味では最終的な改正法案であるという二点につきまして、お話ししたいと思います。

○國務大臣(大橋武夫君) 中田委員  
御質問にお答え申上げます。政府といたしましては、今回提案いたしましたる警憲法改正案は、現段階におきまする最終的の措置と考えております。

第二に、この法案に對しまして私は、衷心より成立を望んでおるかどうか、いう点の御質問につきましては、私といたしましてはその通り通過の一目遠くなることを希望いたしておりますことをお答え申上げます。なおこれに關連いたしまして、二十六日の自由党総務会において採択せられましたる治安対策について御質問があつたのでござりますが、自由党といたしましても、治安の問題は今日最も重要な問題でございまますから、党を擧げて研究をいたしましておることは申すまでもないのですが、自由党といふ問題は今日最も重要な問題でございまするから、党を擧げて研究をいたしましておることは申すまでもないのですが、自由党といふ問題は今日最も重要な問題でございまして、総務会におきまする決議といふものは、党としての政策の採択とではなく、党の政策を検討する一つの過程に過ぎないのでござります。私といたしましてはまだこれを党の政策と見て受取つたこともございませんし、この審議に当たりまして、私の側から特に意見を述べたこともございません。ただこの審議の過程におきまして、治安の現状に関する説明をいたしたことがありますが、併しこの対策の樹立につきまして特に私として意見を申述べたことはございませんことを附加えます。

○中田吉雄君 そうしますと、只今の御答弁によりますと、この治安、犯罪等の状況についての報告はしたが、この立案についてはそういう參画はされていません。よう申されたのですが、いろいろ具体的な條項の中には地方自治体、 国警、 総司令部と調整がついて、この最終案がまとまるまでに、我々に一応の構想として話されたようなことがかなり具体的にそのまま織込まれておるようなことがたくさんあるようあります。とにかく御関係はなかつたのですか、こういうことにつきまして……。

○国務大臣(大橋武夫君) 内容として取上げられておりますことは、今国会の初めに当りまして私の希望として構想しておる事柄を申上げました。それと或る程度似通つておることがあるかも知れません。併し私といたしましては、その後各方面の情勢を総合いたしまして、現在提案いたしております程度を以て警察法改正の目的は達し得るものである、又最初考えておる程度まで行かずとも、この改正案を十分工夫をいたして運用に努めまするならば、必ずや今日の段階において治安の目的に適い得る、こういうふうに考えておる次第であります。その後におきまして今回取上げられましたる治安対策について特にさよちうな意見を持つたことはございません。

○中田吉雄君 現行警察制度を改正する前に私は考えて見なくてはなりません点は、マッカーサー元帥の書簡に基きまして新しい警察法ができまして、画期的な改正がされた当初のいきさつを、その当時を振り返つて見ることは非常に問題の所在をつきりするではな

10. The following table shows the number of hours worked by each of the 100 workers in the sample.

いかと思はうわけであります。丁度私のことを申上げまして恐縮ですが、私が昭和二十二年鳥取県の県会議長をしてその翌年でしたか警察法を改正されまして、国家地方警察と自治体警察が分離されまして画期的な改正がなされたわけであります。そのときにはいろいろいきさつと混乱が自治体と國家警察の中につきあって、そしてそれが依然として今日に持続していることが、私は非常にこの治安の状況に対処できないところの大きな原因ではないかといふことを考へるわけであります。これに対する大橋法務総裁のお考えを承りたいと思うわけであります。

それは警察制度が改正されました際に、当時の警察部長がこれに対しまして態度といふものが、依然として従来の警察国家當時におけるよくなあいの考え方を持ちまして、マッカーサー元帥の書簡に基くところの警察の民主化と地方分権に対する十分な理解を持たずに対処いたしましたために、人材の配置、備品の配分等につきまして国警優先、国警第一主義を強力にとりまして、私はそれが今に至るまで改められないことによつて警察機能を非常に阻害しておると思うであります。当時の状態を申上げますと、部長は必ず全体の警察官の能力の調査をやりまして、そして全部優秀な警察官を国家地方警察に持つて行く、そしてこういうことを申上げましては大変恐縮です。が、非常に素質のよくない人を自治体警察に持つて来てまして強奪するような態度で金庫や備品を持って行きまして、これ

が鳥取県会でも非常に大きな問題になりましたが、そういうような国家地方警察第一主義、優先主義が人材の面に強力にとられまして、その後の人員の補充等によりましてはこの出発当初における欠点が依然として除かれないといふことが、私は非常に大きな原因でありますので、その財産を議会の承認なしには自治法に抵触いたしまして、國家地方警察が取上げることについて非常に問題になりまして、新らしい配分計画を立つて議会の承認を経て、そういうふうな移管の手続をとつたわけであります。とにかくその当時の優秀な人材は挙げて国家地方警察に持つて行き、自治体警察に関しては二流、三流以下の、警察官としての素質と能力に十分でないような人を持つて行つたことが、現在その後の人員の補充等で十分補えない、このことが私は非常に大きな原因を持つていると思うわけであります。そして自治体警察の人の一日も怠頭から離れない問題は、自分たちが国家地方警察に対しまして劣等感を抱いているという蔽いがたい事実でございます。ああいう生命の危険も顧みず治安を維持するといふようなことは、自分の職務に対する優越性と十分な自負心がなくては私はやれないと思ふわけであります。こういう点におきましては東京の警視庁、大阪の警視庁

等におきましてはそういうことがあります。つきましては私は田中警視総監、鈴木さん、警視総監等は、弱小自治体警察が持つておられる悩みといらものは大都市の自治体警察の長の人には十分にわかつていいありませんが、府県の自治体警察においては、田中さんや田中さんは、この精神上の差別感というものはあります。されば、これが鈴木さんや田中さんが考えられる以上に今に至るまで抜きましては、これが鈴木さんや田中さんが考えられる以上に今に至るまで抜きましては、これが鈴木さんや田中さんは申しませんが、むろん私はマッカーカーいうことができない、ということがあります。して、こういうことを改めずに、私は今回出されたような法案が無意味だとは申しませんが、むろん私はマッカーカーの改正を二、三いたしましても、十分目的を達成することができるのではないかと思はわけでござるところのこの問題を解決せしむることで、いろいろ警察法の改正を二、三いたしましても、十分目的を達成することができるのではないかと思はわけであります。私は鳥取県におきまして直接その当時のことをよく知り、四ヵ年間、分れた以後の動きをつぶさに見ますとして、今に至るまでそういうことが挙げられます。私は鳥取県におきまして大橋法務総裁は、このたびの改正でそういうのできない非常に大きな原因と思うわけであります。これにつきまして大橋法務総裁は、このたびの改正でそういうのが拭えるとお思いでありますか、このことについて御所見をお伺いしたいと思います。

品等の配分の問題でござります。このことにつきましては警察法の附則の第九條に規定がございまして、この法律施行の際、又はこの法律施行後新しく市町村が警察の責に任ずることになつた場合に、現に警察の用に供する都道府県財産又は国及び都道府県の所有を無償でこれを市町村に譲与する、こういうことに規定をいたしてある次第でございまして、当時物品の分配においては、まさに国家地方警察に必要なものと見做して国家地方警察が多少優先的な扱いをしたような感じがあつたといつたしまするが、この規定によつて処理をいたした結果さうに相成つたと存じますて、これは当時の規定から出るとしても或る程度止むを得なかつたのではないかと思ひます。それから時にかよろにいたしまして自治体警察から国警が備品等を引上げましたあとにおきましては、約百億からの備品費に対する国庫からの調査費に対する補給をしておるわけでございまして、この点はなおそれが不十分であるといふことはあり得るかも知れませんが、取扱の方針としては止むを得なかつたとかようになります。

その一年間は特に国家地方警察と自体警察との間に人事交流の途を開きまして、この間に本人の希望によりまする交流を認めたわけでございまして、体今日の配置は、当時の本人の希望も主になつてそういうことに相成つて、するという点が或る程度あると、こうおっしゃるのでござります。併しながら原は如何なるところにありますようも、その当時の人事のやり方に基きとして今日自治体警察において劣等感を抱くといらうようなことがあります。いうと、これは警察法の本旨から考へまして、又治安の要職にあります警察官の地位といふものから考えましても誠に遺憾に存ずることでござりまするから、これらの点につきましては、國家地方警察において何らかさようを感じて起ることについて原因がさつたいたしまするならば、これは国家地方警察においても将来十分に反省を加えまして、速かにさような感じを払拭するよう努めをいたすべきでありますと、がようにも存する次第でござります。

第三回 金子の運び方をたづねる。金子と音田のほこりあうことよき因縁おが入る。よ

在を考えおれましてもどういう心境になつておられるか、まあ聞いてみたいと思ふほどですが、この問題を私は解決しません限りは、将来自治体警察に優秀な人を吸収することもできませんし、先にも再三申上げましたが、大阪や東京の警視総監は、そこで生涯を傾けるよう気にならなければいかんというようなことは言えるのですが、それは大阪や東京のような再配置のときこそういう悩みを持たん体験者にして初めて言い得ることでありますし、私は将来強盜、殺人等の生命の危険を冒しながら治安を維持するような職につく人は、何といつてもこの差別的な劣等感を拭い去るという方法をとらなくては素質の向上と能率化は図れないということを考へるわけであります。最近二年目からですか、人事の交流によつてそういう欠点を補正しつつあるよう申されました。が、齊藤長官にお尋ねいたしますが、具体的にどういう方法によつてそれはやつておられますか。

である。ところが大都市警察でない小さな警察になりますると希望者が殆んどない。そこでどうしても無理に或る程度においては行つてもらわなければならんということに相成ります。併しながら今までより自治体警察がたくさんできるわけでありますから、警察署長になれるという希望を持つことによつて自治体警察のほうへ斡旋をするようになります。もうこともいたしたのであります。一般的のいい方法は、当該公安委員会からこういう人が望ましいという声のあるところに優先的にそれを斡旋するようにならましたのであります。併し全部が全部その希望に応じて、といふわけにも参りませんでしたから、従つて半強制的といいますか、或る程度申含めてやつたといふところが相當多い、と思います。そこで将来は又国家地方警察のほうに吸収する。そしてその代りに自治体警察に又優秀な人をやるからということにして落着けたところが相当多くつたのであります。そういうところの是正を施行後一年間に相当行なつたのであります。自治体警察の、地方に成績の悪い者ばかりやつたというようなことはございません。例に挙げられましたところにおいては或いはそういう傾向がありましたか、私はそれを聞いておりませんけれども、全体といたしましてはそういう方針でやるほうが、今申上げましたような方針ができるだけ本人の希望に副うように是正をいたしました次第でございます。

たように自治体警察並びに国家警察院としての素質の関係或いは教養の程度に、或る程度の差があるというように聞いて参りました。現在の改正法では一応警察大学校と管区の警察学校の定員を五千名という、そういう点において改正されておるのでありますて、現在在とりつつあるところの短期教育を徹底することによって自治体或いは国警間の素質の違いといふものが取り直されるか。それとももつと積極的な教育の体系を立てて、長期の一年以上の大学校といいますか、大学校においてそういうような考え方の上に立ちまして、現在とられておる教育の制度の根本的な改革と申しますか、或いは自治体警察と国警間の緊密性或いは人事のスマースな交流の面にそういう教育の施設が向けられて行くというような方向に、国家公安委員会の意見なども考えて、積極的に今のよう認められておるところの弊害を是正する考え方があるかどうか承わりたい。

○政府委員(齋藤昇昇) 警察の教養は、国家地方警察及び市町村警察を通して国家公安委員会の、学校における教養は一応責任になつております。今後もなお十分そういうような点に気をつけて参りたいと考えております。

警察大学の本課程六ヶ月を一年に延長する意思があるかどうかといふお尋ねであります。現在のところでは只今六ヶ月の教養を以て警部になる、幹部教養は先ず一ヶ月十日と考えております。

するが、なお今後よく研究をいたしまして、できるだけ一層教養面の強化をして参りたいと考えております。  
○竹中七郎君 本日は質問はこの程度で打切りまして討論に入られることを提案いたします。  
○吉川末次郎君 まだ私質問ありますのでちよつと許して頂きたい。  
○委員長(岡本兼祐君) どうぞ。  
○吉川末次郎君 一昨日この委員会では、私たちが主張いたしましたことの御採択を十分にして頂けなくて、我々が希望いたしましたことは十分の一くらいい御採択を願いまして、実地調査に参ったわけですが、國家警察本部でおやりになつております警察大学校、それから関東の警察管区の警察学校を視察いたしまして第一に感じましたことは、軍の一つの電信隊の建物を使つ正在のこと、一つは海軍経理学校でありますとか、陸軍経理学校でありますか、経理学校の跡を使用しているようであつたのであります。十分に的確な数字を覚えておりませんが、一つは坪数だけでも三万数千坪、それから管区学校のほうは学校のほうは学校の敷地が五万何千坪といふところの大きな敷地を持つておられます非常に立派なものであります。堂々たる総合大学に匹敵するような校舎も、設備も、校庭も持つていらっしゃるのを見聞いたしましたのですが、立派なことは大変結構であります。が、よその地方における管区警察学校も大体視察をしたかつたのであります。が、採択にならなかつたから行くことができなかつたのです。が、あれと同様な数万坪、五万幾千坪といふような大敷地を持つた大きな学校、設備によつて行わられておるので

あるどいかということ、他の地方の、他の管区の管区学校の内容設備等についてこの機会に一つお話を願いたいと思うのであります。

それから第二には、中田君が問題にされました警官の配分を自治体警察及び国家地方警察にするときに、国家地方警察に優秀な人材が殆んど吸収されてしまふという御質問、それについては齋藤長官からも必ずしもそうでない、というような御答弁がありました。中田君が質問の中に言わされましたように、石川君でありますか言われましたように、視察いたしましたところにおきましても、優秀な生徒は国家地方警察のほうから来ている、大槻法務総裁の御答弁によりますと、その原因はいろいろあるとおつしやいましたが、私はこれ又その国家という言葉が錯誤観念に陥れているということが一つの原因であると思いますが、今の学校を中心としてとにかく我々が実地調査いたしました結果によると、優秀な警官が国家地方警察に多くて自治体警察には少い。これは一つ学校を中心にして、学校生徒の素質について他の管区警察学校の設備等について御説明を願うと同時に、他の管区警察学校を中心としてのそうした問題、学校を中心としてのそういう問題について御答弁願いたい。

○政府委員(齋藤昇君) 警察大学の坪数は非常に大き過ぎたという御感想のようでありまするが、一応御尤もにも存じます。併しながらの警察大学に、今挙げられました坪数の中には東京都の警察学校もありまするし、勿論御視察を頂きました通りに通信学校も施設

ぞれその宿舎も必要であります。又職員の官舎等も必要でありますから、私どもいたしましては度過ぎて利用ができない、というよりは、むしろあればまあ／＼必要な施設は十分賄うのを希望します。東京の管区学校は御承知の通り敷地は相当広いのですが、あの一つの区切りをもつていましたために、更にあれを縮めるとどうわけにも参らなかつたという理由もあります。今後考えておりまする渝認等を考えますと、必ずしも専大に過ぎるとも思えないと考えておりました。併しながら全国の他の管区学校から比較いたしますると東京が一番大きいのであります。それで牛分或いは三分の一程度のところもあるのであります。今各管区学校の學年は記憶いたしませんが、東京はすば抜けて大きいということだけを申上げておきまます。なお学校の生徒につきましては、自治体警察から來ている職員よりも地方警察の職員のほうが成績がいいです。という御意見でございましたが、或いは平均いたしますと、そういうことにともなろうかと思いますが、併し警察大学なんかの卒業生にいたしましても、優秀な成績を以て卒業いたしまする者の中に、例えば一番二番三番といふと、いはる者は自治体警察の者も相当多く優秀な成績をとられるのであります。かよろくな点から見ますと、一概にさように自治体警察のほうが劣等であるといふのは参らないかと考えております。自治体警察の職員の教養に全力を注いでおるので、その点を御存願いたいと思います。

一つお尋ねしておきたいと思いますが、現行法上の自治体警察で、例えば東京警視庁のごときは九段でありますから、私見に行つたことはありませんが、警官の養成のための学校を經營いたしておるということであります。が、この設備内容のようなものは、管轄があなたとは違うでありますようが、御承知であるならば……、あなたも警視総監をしていらっしゃつたこともおありになるでありますから、一つこの機会に比較してお話を願いたいと思ひます。それから他の自治体警察で、大きな自治体警察で同様にそういう警官のための学校を持つておるところがあるだらうと思いますが、そういう実例についてもできるだけ詳しく一つお話を願いたい。それから全体を通じてたゞへこの委員会で私も申上げ、他の委員の諸君からも出ておる言葉であります。が、今度の改正案が、やはり国家地方警察と自治体警察との官僚的な繩張り根性がどこかにあるような臭いのが非常にする。そして自治体警察の繩張りを狹めめて自分たちの繩張りを拡げて行こうというような観念が伏在しておるといふように、我々は十分あります。が、この警官の養成、教育というようなことをやつて行くと、小さな自治体ではそれだけの能力がなければ、自治体警察連合団体もあらざらが東京の警視庁のように学校を経営して教育するといふようなことをできるだけさすよにして行く、そろそろして小さな自治体ではそれだけの能力をもつてありますから、そこでそらし、へ、警察法の精神からして全体的に、国家的な立場からリードして行く必要

りますが、そういうことについてこれ  
は大橋法務総裁が総理大臣代理として  
の立場でお答えを願つても結構であ  
り、又国警長官にも御意見がおありに  
なるかと思いますが、お二人からそれ  
ぞれそういうことの必要の有無、又そ  
ういうことについて今までどういう  
努力をした、実績があるかというよう  
なことについて一つ御答弁が願いた  
い。

○政府委員(齋藤昇君) 只今自治体警  
察の学校を持つておるのは……、初任教  
養現任教養と両方やつておるのは警視  
庁だけでございます。警視庁は新たに  
採用いたしました警察官の見習生を自  
分の学校でやつております。又現任教  
養もやつておる、巡査部長までの現任教  
養をば自分の学校でやつておられま  
す。その学校は今おつしやいました通  
り九段にあるわけであります。この学  
校設備は東京都の國家地方警察の学校  
に比べまして、私は警視庁のほうが設  
備等立派なものがあると、かようにも考  
えております。それから大阪におきま  
しては警察官の現任教養は大阪の警視  
庁でやつております。初任教養はまだ設  
立されておりません。そこで委託を受けてや  
つておりますが、近く自分のほうで  
やられるということがあるやに聞いて  
ております。そこでそれ以外の自治体警  
察は、すべて初任教養は国家地方警察  
で委託を受けてやつておりますし、  
それから現任教養も国家地方警察のほう  
で委託を受けてやつておるわけであ  
ります。そこでこれらの自治体警察な  
どはその連合体でやらすということにつ  
いての意見はどうであるかというお尋  
ねでございますが、これには一つは財

政上の問題があると考えます。両方でそれぐ、同じような設備を持つといふ場合に、その適当なる数に達するまではこれを小さく分けて両方に持つということは、財政上の負担も非常に多くなると考えます。これは併し財政面で解決のつく点と考えておりますが、先ほど中田委員からありましたか、石川さんでありますか、御意見がありますように、国家地方警察の警察官でもできましたように、国家地方警察の警察官でもそれから自治体警察の警察官もできだけ一つのところで教育を受けるといふことは、将来お互に緊密にやつて行こうという非常にいい雰囲気をそこに作り出すものと考えておるのであります。初任教養から全部国家地方警察と自治体警察と分けて参りますと、その間の親密性といふものが警察官相互の間に失われてしまう、いう点があらうかと考えております。併し国家地方警察でこの教養を受けるということになると、国家地方警察的な見地からばかり教養をするのではないか、たしましてはできるだけ自治体警察の持つ特性にふさわしい教養も必要でありまするので、さような意味から自ら自治体警察の警察官の幹部のかたぐりにいたし、講師にも来てもらうということにいたしまして、その間軽軽することのないよう十分留意をしながら教養をやつておる次第でございます。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今大体警察長官から申上げたのであります。が、自治体警察の警察官の教育について、自治体警察の連合体において自治体警察だけの教育施設を持つという問題でござりまするが、私はそのようなことについてはむしろ望ましくないといふうな見解を持つております。と申しますのは、そうでなくともなかへ國警、自治警のお互いの対抗的な氣持と、いうものがあります際に、今日この双方の氣分を多少融和するに役立つておられますことは、共通の施設によつて、共通の教育を受けておるという、この感じなのでございまして、私はむしろかよくな感じを持ち得る機会を外すと、いうことは、反対の効果のほうが強くなりはしないか、こう考えるのであります。やはり國警、自治警双方とも教育についてはできるだけ共通の施設を、共同の施設を持つといふことが望ましい、又いろいろな意味におきまして、特に大きな自治体等におきましては完全でありますが、大抵の自治体におきましては國家地方警察と十分な協力をしなければならない場合も多いのでござりますから、できるだけ双方の気持を融和して行く機会を持つという意味におきまして、むしろ今日のようないに自治体、国警、双方を一緒に教養をして行くということが望ましいことである、こういうふうに考えておるわけであります。勿論この教育施設の運営に當りまして、経営者でありまする国家地方警察が、國家地方警察本位の運営をいたして参るというようなことになりますると、これは好ましくない結果を生じまするから、その運営に当りますても、只今申上げましたような効果

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

を挙げ得るような運営の仕方をしても、らう必要がある。これがために必要がありまするならば運営の実際に当つて、自治体の当事者の代表が或る程度参画して行くといふよなことも将来の問題として研究すべき問題である、こう考える次第であります。

○吉川末次郎君 大橋總裁の御答弁承わりましたが、私たちはやはり自治体警察は自主的に協同組織によつて教育機關を持つという方向へ少くとも現段階においては進めて行くことを考えて行く必要があると実は考へておるものであります。大橋總裁の御答弁によりますと、そういうことをするならば、さなきだに自治体警察と国家地方警察の警察官とが対立的な意識を持つといふことを激成して行く憂いがあるとおつしやるのでありますて、実地検査をいたしまして多少そりうることも聞かれて来たのであります。むろんそれよりも対立的意識を、仮に自治体警察の出身の警察官があの学校においても持つといふことは、やはり先般來たびく申上げておりますように、國家地方警察の者が自治体警察よりも優位のものであるといふから観念を払拭しておらないということに対する私は反感がそりうることをなさしめているのであると、こういうふうに考えております。而も先ほど来御質問いたしましたように、ほかの有名なる総合大学といえども殆んど類例を見ないような五万何千坪というような大敷地を持つておるところの大きな学校が、國家地方警察の人を中心としてそれが経営せられ、そしてそういう教育が、自治体警察出身の警察官の学生生徒に教育をいたしていることが、国

性の意識というものをば、その学校教育の間においていやが上にも私は植え付けており、従つて今大橋法務総裁が言われたところの両者対立意識の醸成の原因に私はなつてゐると言えるのであります。併しながらこれは意見の相違であるかも知れませんから、これ以上そのことにつきましては質問いたしませんが、これもそれに関連してもう一つお尋ねいたしておきたいと思うのであります。あの学校を実地調査いたしまして、戦後における警察行政及び戦後における警察行政を対象とするところの教育、それは主にアメリカによつて指導されたものであります。が、その裝備であるとかあるいは犯罪の捜査方法であるとか、そういう実際的な実現的な警察行政の面においては、もう昔に比べて隔世の感があるくらい科学的であり、又進歩的になつたということを數名の学校の当局者が私たちにも話をいたしたのであります。私も実際その通りであると考へるのであります。ところもろがその改正案を御提出になつておりまするところの精神の潜在的な觀念として横たわつておりますところのものは、アメリカの示唆によつて改正せられたるところの日本の警察制度、現行新警察法に対するところの不信任の念が、又そういう言葉を使ひますが、旧内務省官僚諸君の非常に強い潜在意識になつていることを私たちは看取せざるを得ないのであります。そしてその測源するところは、これもたゞ一言言つたことあります。日本の旧

内務省官僚その他の諸君といふものが、自分たちが大学の学生であつたときには教わつて来たところの第一次歐洲大戦前の旧プロシヤ王国の憲法と結び附くところの古いドイツ行政法学、古い帝政時代のドイツ公法学によつて教育されて來た、それは全く新憲法の精神を疎闊し、又新しい憲法の精神に基づくところの英米式の、殊に米国式の警察制度の精神と反立するところの、一切の国家觀念、法律觀念の上に立つたところのものであります。これを拝拭し、これを學問的にも教育的にも日本国民から、又今日警察行政その他の行政を担当している官吏の頭から拭い去るということが必要なことで、基本的にはこれは公法学研究の基本に據つて、日本のそういう行政法学を相要らずの行政を第一次歐洲大戦前のドイツの行政法学を持続して、各大学の旧式の行政法学者をその教壇から放逐して、その誤りを訂正することから私は始めなければならぬと思いますが、これはむしろ學問上の問題になります。併しながらあの実地検証をいたしました結果でも、實際行政上の面においてはもう隔世の觀があるくらい終盤の警察行政は進歩したものになつてゐるのであります。ところが必要なことは、行政の実体そのものが、アドミニストレーション・イット・セルフであります。それをそのまま皆さんたち……と言ふと大變失礼であります。が、旧内務省官僚諸君が学校で習つて来て、もう世の中が變つて來ているのに頭の切換えができないで、やはりそういう学律学ばかり

かりやつて警察行政に当つていて、それが進歩した警察行政そのものには余り深い関心を持つてない。私は日本の警察行政と、この警察法提出の、国憲法を中心とする旧内務官僚諸君の基本的な疲弊と、いうものを痛感する意味において我々は先般来いろ／＼申上げているのであります。が、その問題について大橋法務総裁はどういうふうに考えておられますか。

○國務大臣(大橋武夫君)　只今の御質問の内容は大体において吉川委員の多年の御研鑽に基く高邁なる御識見を重ねたのであります。私いたしまして、としては現状についての分析については必ずしも意見を同一にいたすものではあります。併し警察行政の進歩、向上のために真に憂慮しておられまする吉川委員の御心情につきましては十分に分なる共鳴を感じるのでございまして、今日の御訓説は私としては十分に今後様々な服膺いたしまして、「笑戸」御期待に副うよう努力いたしたいと思ひます。

○岩木哲夫君　先ほど竹中委員より、昨日の委員会におきまするお取決めの実情等に鑑みて質疑を打切られることを要望する動議が提出されたと思うのであります。それも非常に結構とは思いますが、委員長はこの採択の可否を問わざして、各質問者の筆手に対し、吉川委員の質問をお許しになつたのであります。それも非常に結構とは思いますが、やはり秩序を立てて頂きたい。昨日の委員会において、高橋委員より、どなたでございましたか、太体遅くとも一時ごろまで仕上げるような希望條件に対して、社会党のかたがたもこれを受けたと了解されて今日の委員会となつたと考へます。よつて質問はま

だおありのようふに承わつておりますが、だんく質問が高遠なる御意見とて、變つて來つたるよなござりますので、質問から意見に變つて来る、ということは次の討論において御見解を願ひまして、大体かなりの時刻でありまするので、質疑はこれで打切られ、そりて食事の休憩に入らなくして討論採決にお運び願いたい。(「賛成」と呼ぶ者あり)で、今社会党のかながたにもちよつと承わつたのであります。がたにも、討論は大した時間を要さぬましても、討論は大した時間を要さぬまいと考えますので、腹が空いたこととは存じますが、せめてまあ一つ御半句願つて、今申上げたように討論採決を続行せらんことを要求いたします。

○安井謙君 只今の岩木君の御動議に賛成いたします。

○委員長(岡本愛祐君) 只今動議が提出されまして、それに対し賛成がございました。動議は成立いたしました。先ほどは竹中君から質疑打切りの動議が提出されたのですが、賛成の声が聞えませんで、だから質疑を続行したのであります。今度は岩木君から質疑打切り、続いて討論採決すべく動議が出来ました。それにつきまして安井君の賛成がありましたが。よつてこの動議は成立いたしました。よつて質議打切りの可否につきまして採決をいたします。質疑打切りを可とせられるかたの起立を願います。

(起立者多数)

○委員長(岡本愛祐君) 八人であります。八対六であります。従いましてこの動議は成立いたしました。

これより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれく、賛否を明らかに

にしてお述べを願います。なお修正意見がございましたら討論中にお述べを願います。

只今民主的な方法によつて質疑打切りの動議が比較的多數を以て成立をいたしました。極めて結構なことでござります。問題は、私は岩木さんの提案そのものを折角民主的に成立したその動議を否定するものではありませんが、私は打切りには従つて賛成でござりますが、ただ人道的立場よりいたしましても、すでに一時十分前であります。私は詫弁を弄しているのではなくて、今後委員長の取扱いにおいて予定されていますが、ただ人道的立場よりいたしましても、すでに一時十分前であります。私は詫弁を弄しているのではなくて、今後委員長の取扱いにおいて予定されておりますのは、民主党から緑風会の同調を得まして岩木並びに鈴木両氏提案にかかる修正案が用意されてゐるやに聞いております。従つて我々はこの修正案に対する質疑をも行わなければ、十全なる討論が不可能であることは一目瞭然でございます。即ち討論の過程においてこの修正案に対しまして質疑が必然的に起るのでございます。なお我が党からはこれ又修正案の用意が関係方面の了解を得て用意されござります。これに対しまして同僚各位が又これに対する質疑を行うでござることもこれ又予想せらるところでございます。従いますると、その過程においてどこで一休飯を食うかという問題が起きて参るのでござります。そういう意味合いを以しまして私は私論採決に入られることのほうが、先ほど書食とされ、書食後委員長が先ほど宣せられましたような過程において討立場からも常識的な立場からも結構で

はなかなかうかと存しますので、誠に公明にして而も円満なる議事を進行せられまして、今日まで我々を敬服せしめておられました岡本委員長、特に特段の御配慮をお願いしたいと存じましてあえて動議を提出するのであります。

○小笠原二三男君　速記をとめて頂きたい。

○委員長(岡本愛祐君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中断〕

○委員長(岡本愛祐君)　速記を始めて下さい。お詫びをいたします。只今速記をとめまして委員長と理事と合せをいたしました。先ほどから皆様から議事進行につきましていろいろ御意見が出ました。それを持ちました。ではこれから一時間休憩をいたします。その間に修正案が出ておりますので、それについての御検討を願つて、それから或るべく速かに採決ができますよう皆様が御協力を願うということにしておきますして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君)　それでは異議ないと認めます。二時まで休憩いたします。二時から時間通り再開いたします。

午後一時二分休憩

午後二時十九分開会

○委員長(岡本愛祐君)　休憩前に引続き会議を續行いたします。

これより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれへ賛否を明瞭かにしてお述べを願います。なお修正意見がございましたら討論中にお述べを願います。

○吉川末次郎君 私は日本社会党を代表いたしまして、議題になつております。政府提案の警察法の一部改正案に付しましての我が党の修正案を提出して皆様たちの御賛成を得たいと思うのであります。修正案の内容につきましては、参議院の委員部の職員をして皆様たちのお手許に配付いたしましたが、配付の手続は済んでおりますか、委員長。

○委員長(岡本鶴吉君) 済んでおります。

○吉川末次郎君 それではすでに皆様たちのお手許に配付済になつておりますが、我が党の修正案に対しまして、これを中心としての修正案提出の理由を簡単に申上げ、御賛同を得たいと思ふのであります。修正案の案文を一応朗読いたします。

警察法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

「都道府県警察長」を「隊長」に改める」を「国家地方警察」を「全国村落警察」に、「国家公安委員会」を「全国公安委員会」と、「国家地方警察隊」を「全国村落警察隊」に、「自治体警察」を「都市警察」に、「国家地方警察本部」を「全国村落警察本部」に、「国家地方警察本部長官」を「全国村落警察本部長官」に、「都道府県國家警察」を「都道府県村落警察」に、「国家地方警察都府県本部」を「全国村落警察都府県本部」に、「都道府県国家警察本部」に、「都道府県村落警察長」を「隊長」に改める。」に改める。

第十五條の二の改正規定中「国家地方警察」を「全国村落警察」に、「国家警察」を「全国村落警察」に、「国家

第十九條の改正規定を削る。

第二十條第一項の改正規定中「國家公安委員会」を「全國公安委員會」に改める。

第三十條の改正規定を削る。

第三十條の改正規定中「都道府縣町村警察本部長官」を「都道府縣警察」に、「國家地方警察本部長官」に、「都道府縣國家地方警察本部」を「都道府縣國家地方警察本部」に改める。

第四十條の改正規定を次のように改める。

第四十條に次の二項を加える。

前項の規定により告示された町村以外の町村で市又は同項の規定により告示された町村に隣接し、該市町村と緊密な関係を有するものは、当該市町村と地方自治法の規定による組合を組織して共同で警察を維持することができる。

第四十條の二の改正規定を次のように改める。

第四十條の次に次の二條を加える。

第四十條の二 前條第三項の規定により共同で警察を維持する町村は、その警察を維持することとなつた日から二年を経過するまでは、その警察を維持しないことは、そのことができない。

前項の町村が警察を維持しないこととしたときは、当該町村長官は、全国公安委員会を通じてその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

十月三十日までに前項の規定による報告のあつた町村について町村は、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われるものとする。

第四十三條の改正規定を削る。

第四十六條の改正規定を次のよう改める。

第四十六條第二項中「第三十五條第二項及び第三項」を「第十五條の二第一項及び第二項」に改める。

第五十四條の二の改正規定中「國家地方警察」を「全国村落警察」に改める。

第五十五條後段の改正規定中「これが他の市町村警察に援助の要求しようとするときは、あらかじめ必要な事項を国家地方警察に連絡しなければならない。」を削る。

第五十五條の二の改正規定中「國家地方警察」を「全国村落警察」に改める。

第五十八條の改正規定中「國家地方警察」を「全国村落警察」に改める。

第六十七條の二の改正規定中「國家地方警察」を「全国村落警察」に改める。

同條第二項中「市町村」を「第四十條第三項の規定により共同で警察を維持する町村（以下本條において町村といふ。）に「当該市町村」を「当該町村」に、同條第五項中「國家地方警察本部長官」を「全国村落警察本部長官」に改める。

第六十七條の三の改正規定中「第四十條第二項の規定により告示された町村が、同條第三項の規定により「第四十條第三項の規定により」を「第四十條第三項の規定により」



行かなければならぬという考え方からいたしまして、政区が意図しておりますするようなかかる改正には賛成することができないのです。却つて、わゆる弱小自治体警察と言われるものに対しましては、先ほど申しました自治精神を高揚せしめること及び財政上の援助を強化することによりましてこれを飽くまでも育成強化すべきものである。このように我々は考えているのであります。むしろ人口五千人以下の町村におきましても警察を維持する隣接市町村と組合警察を組織いたしまして、共同で警察維持の責に任じさせて、これが警察法の精神にも、又憲法によつて保障されしした地方自治の精神にも合致するものである。このよう在我々は考えるのでござります。この趣旨によりまして第四十條の第三項を修正し、警察を維持する市町村に隣接し、公共の秩序の維持の上において緊密な関係のある町村は、当該市町村と警務事務を共同処理する地方自治法規定の一部事務組合を組織しまするときは、共同して警察を維持することができる事になるのでありますから、その方向へリードしなければならないと考えてるのでござります。で、このような組合を組織しておる町村が組合警察から脱退し、又は組合警察の解散によつて警察を廃止しました場合は、その町村にかかる組合警察の警察吏員は、現行法上規定のいわゆる国家地方警察の定員にそのときは編入されることとしたしまして、警察維持に関する責任は十月末日までに内閣総理大臣に対しまして廃止の報告をいたしました場合には、翌年の四月一日から国に転移するものといたしておるのであ

ります。なお組合警察を組織する時期につきましては、廢止の場合と異りまして予算の増額を必要としませんので、特別な制限を設けないこととしたのでござります。

我々の案の重要な第四点をいたしましては、都道府県知事に対しまして、警察法上の特別権限を付与せんとする原案は、警察の民主的運営のために設けられました公安委員会の独立性を毀損し、警察官が警察権を濫用する途を開く危険性を持つておるものであると考えますので、第二十條の二の改正規定を削ることといたしたいのであります。

日本の民主主義を育成して行かなければならぬ、民主主義発展の初期段階に善処にいたしまして、能率を發揮すると共に、而も警察の運営を十分にその効果を挙げて行くことができるような改正法にいたしたいというのが我々の基本的なこの修正案を提出いたしました理由でございます。どうぞ皆さんたちが我々の意のあるところを御了解下さいまして御賛成下さいますように切にお願いいたす次第であります。

○岩本哲夫君 私は国民民主党を代表しまして、本法案に対する態度を表明いたしたいと思いますが、それに関係ります修正意見を披瀝いたしまして、この修正意見が採択議決されると希望條件といたしまして、前段申上げました民主党の本法案に対する態度、意思を表明いたしたいと思います。

我が国民民主党は、只今私が申上げましたような建前によりまして本法案に賛成の意を表明するものであります。その趣旨といたしますところは、この法案、警察法本来の建前を考えまするに、要は地方分権確立と民主国家建設の上に立つ警察制度のあり方には、常に国民生活と社会秩序の安寧確保によく連関された一貫性を持つべきことはもとよりであります。特に当面する譲和後の自立体制におけるこの必要度は一層深く痛感されるわけでございます。そこで今回の改正法案が從来の国警並びに自警の有機性を全く二元的な措置によつて、或いはおのとのその地方によりまして地方自治達成と治安確保と又財政の健全化の上に

おいて多少矛盾があつたということは否めないのでありますて、これらを開する方途をいたしまして、ここにこの改正法案が立案されたということは、又私たちのよく理解されるところであります。ただ問題はこの改正趣旨を以て、果して講和後の自立、日本の秩序確保の上に万全を期し得る最終的な警察法、警察制度のあり方であるかどうかということにつきましては、なお議論の余地を残していると思料されるわけであります。そこで特に今回のこの改正法案によりますと、国警がその制度の上におきましても、財政的態度、或いは自治の上におきましては、平當地方自治の治安確保に専念しては、最終におきましては優位の立場に立つてはいるということは仮にいいといたしましても、その半面におきましては、平當地方自治の治安確保に専念している自警の立場と申しましようか、その熱意、或いは實質上これを幾分弱化される傾向が窺がわれる点と、やもいたしますれば對臠的な状態に追込まれるやの印象を受ける点につきましては多少懸念なきにしもあらずと感ずるのであります。この点はなおこれ運営の上におきまして研究調整をする点であると思うのであります。特に国警におきますこの所要経費年間一人当りが二十六万六千余円の国費支弁に対しまして、自警におきましては給与されるべき地方平衡交付金は十六万三千幾がしといふよくなわけでありまして、一人当りの差が七万円ほど生じているということは国警の裝備並びに設備の必要度が大なるゆえんに起因するものとは幾分了解されますが、併しながら大都市以外の自警のこの点の諸般の実情に鑑みますれば、これらの国

補助金のこの差額の開きの大きさ、とか、そういう点でなく、もつとこの点に對しまする研究調整を要するのではないか、と思ふ。ただ私はこの際国警が多過ぎるとか自警が少な過ぎる、とか、そういう点であります。従つて政府はこうした点に相当早く、急の調整を図ると共に、幾分自警に對しまする常衡交付金の引上げにつきましての努力もさるべきであろう、と思います。従つて次に考え方であります。それから次に考えられることは、貝今吉川委員も御指摘になつた点でありまするが、弱小町村におきましてその環境或いは経済と公共の秩序の保持上必要である近接せざることとは、貝今吉川委員も御指摘、自警の繩張りであるとか、いろいろ問題ではなくして当然の必要度から、これらに対する打開の途を開いて行くといふことが必要ではないか、という観点であります。そこでその修正意見の内容を申上げる前に修正案の案文を読み上げます。

有するものは、住民投票によつて、当該市と地方自治法の規定による組合を組織して共同で警察を維持することができる。

維持することができる町村は、政令を以てこれを告示する。

第一項の住民投票については、第四十條の三（第八項及び第十二項を除く。）の規定を準用する。

第一項の規定により共同で警察を維持することとした町村は、住

民投票によって警察を維持しないこととすることができる。この場合、第四十一条の三の規定を準

第六十七條の三中「第四十條第一項」に規定する。

の規定により告示された町村が、  
高橋第三項の規定により」を「警察を

附則第三項中「第四十條の二」を  
第四十條の三に改める。

以上であります。なおその修正理由  
を申上げたいと願います。

跡ち警察法の一部を改正せんとする  
の條文でありまする第四十條第二項  
規定によりまして、本来警察を維持

ことにあまりておる町村以外の町  
じあつても、その市に隣接しており

して、地理、交通、通信、経済等による諸條件から見まして、その当該

離して当該市と共同して組合警察を

持することができるようになると、  
地方自治の本旨から見ても好まし  
いであると考えますし、又警察

る上において適切であると考えられます。そこで本修正案は右の趣旨に基きまして第四十條の二の規定を新設し、第四十條第二項の規定によりまして当該市と共同で警察を維持することができる」といたしました。

市に隣接し、公共の秩序の上において当該市と密接な関係を有するものは住民投票によりまして当該市と共同で警察を維持するものであります。この場合において疑いを生ずる虞れがありますので、かかる要件を具備する町村は政令で具体的に告示することとしたたたかげであります。なお町村が市と共同で警察を維持することとしたしましては、住民投票に付することが必要であることにしておるのであります。その投票の手続等は第四十條第二項の規定により告示された町村が警察を維持しないこととする場合の住民投票に関する規定をそのまま適用することといたしました。但し国家地方警察の責任の転移の時期は、関係市町村において自由に定めることができることとしております。又町村が市と共同で警察を維持する場合には、すべて地方自治法に定める組合の組織をとることを要することといたしました。

最後に一旦市と共同で警察を維持したこととなつた町村は、住民投票によつて再び警察を維持しないこととすることができることをも規定することといたしました。

以上が大体修正案の概要であります

から次に二、三の点を附加いたしたいと思います。即ち私が先ほど申上げましたこの修正案の中にありまする公共の秩序維持の上において当該市と緊密な関係のある場合といたしましての説明は、警察法第二條の第三項第一号に該当する事項のみであります。そのほかに、一つ市街形態の連続してあること、又は住宅地帶、学校地帶、工場地帶等としての生活環境が一体となつてることにより密接な関係のある場合、その次第二は、道路、鉄道、軌道、バス等の交通機関の延長状況が、具体的脈絡關係を形成しておることにより密接な関係のある場合、第三は、特殊の地形により連繋されておることにより、密接な関係のある場合、第四は、物資の交易その他各種の経済取引き上わからちがたい密接な関係のある場合等を考えておる次第であります。もう一点申上げておきたいことは、修正案第四十條の二、第二項の政令による告示とは、同條第一項の住民投票によつて町村が警察の共同維持をすることの意思を決定する前に行われるのかあとに行われるのかという点であります。法律上はどちらでなければならぬといふ必然の構成はないと考えますけれども、告示以前に住民投票を行なつても、その告示による指定がされない限りは、その町村は結局適法に警察維持をすることができない結果になりますから、その投票は全く無駄なことを行なつたこととなりますのであって、町村としては輕々にかよな瀆費を行なうことはできないであろうと考えるのであります。従つてことの性質上から言つて、右の告示は住民投票以前にあらかじめしてあることが適当であ

ると思ふのでありますするが、実際こうした現象の生じた場合に、この告示がなされるということが妥当であるうと思料されるのであります。発議者といつしましては、告示が住民投票に先立つて、つまり先行することを予想しまして、ここにその趣旨を本修正案の定義の註釈として申上げたわけであります。もう一点最後に附記えておきたいことは、修正案第四十條の二の規定により共同で警察を維持しようとする場合におきましては、組合設置のための関係市町村間の協議及びこれに関する議会の議決等の手続は住民投票の前に行われるべきか、あとに行われるべきかといった点につきましては、協議及び議決の終最終的なものは住民投票による当該町村の意思決定が行われたあとでなければできないはずであります。併し関係市町村に意思の合致を見る見通しを有しないで、いきなり住民投票を行なうことは結果において無駄な投票を行なつたことになる場合が起りますて、経費の濫費になりますから、実際問題としては住民投票前にあらかじめ関係市町村間におのゝ議会の意思に基く事実上の協議を進めておくことが妥当であろうと考ふるのであります。

ては、岩木君の御説明で十分であります。改訂につきましては、先ず第一に資成の意を表するものであります。その理由につきましては、詳細を避けまするが、要するに現行の警察制度は、御承知の通り数年間前に、片山内閣時代に国会を通過されまして制定されたところの民主主義憲法の趣旨に則つた警察の民主化、地方分権化ということを自途として制定されて現在に至つておるのでありますし、我々もこの部屋で片山總理大臣から、強くこの法案が現代の民主化のための最も必要なものである。従つてできるならば一言一句も修正することなくして通して頂きたいというような御希望もありましたほどでございますが、この民主的な警察制度、地方分権化の警察制度につきましては、今もなお我々が強くこれを要望し、育成したいと考えているものであるということを申上げておきたく思います。而もこの民主化された、地方分権化されたところの警察制度なるものは、極めてスムースにそろして能率的に運営されることを期待しているわけでございます。

おいて、日本を内外方面から守るところの日本の治安維持をどうするかといふようなことは、根本的にはいずれも講和後においては講和條件を基礎として国内の治安を考えるべきものであると考えているわけであります。従いましてその曉においては、その講和條件なり、安全保障なり、或いはその他の諸條件と睨み合せまして、新らしい警察制度、而も民主化され、地方分権化された制度の改革というものが行わるべきであるということを私は考えてゐるわけでございますが、併し現在の段階においては、この程度のものを成るべく早く成立せしがることが、国家地方警察側におきましても、又自治体警察側におきましても、又国民の側におきまして、この不安定な制度のままにあるということは面白くないことなどと存じまして、この成立を期待するわけでございます。

ただこの成立を期待するにつきましても、私は強く希望する点が二点あるわけであります。この法律案は、実は予算を伴つておらない法律案であります。大体予算を伴うところの法律案は予算と共に提出されることが常識であります。従いましてこれを実施する上におきましては、相当の予算を必要とする。定員外でありますけれども、五千人の増員ができる。又十月十日になつてみると、今年度の関係はつきりいたしますけれども、自治体警察から國家警察に移管されるであろうと想定されるところのものは一万数千人と、二万数千人の者の新らしく国家の予算といふものが必要になつて来ると思います。又この内容におきましては、

わゆる自治体警察官或いは国家地方警察と自治体警察との間の交易関係が規定されておりまして、そうして国家地方警察の要求によつて出動した場合においては、国費を以て費用を負担するというようなことがあります。又その交渉についても國費を支弁するというようなことがあります。そういうようなものを考えますと、相当予算が必要となるのであります。この予算がこれと同時に提出されなかつたということは、私は非常に遺憾に考へておるのであります。政府当局の答弁によりますといふと、これは必ず次の補正予算等において提出する。いわゆる必要な予算は提出するというようなことを言明いたしておりますので、それを信頼して実は予算のないところのこの法律案を成るだけ早く確定する必要があるといふ観点から賛成をいたしておるわけでござりまするから、どうかこれに必要なところの経費につきましては、十分に政府において検討して、そろして次の議会に提出されることを希望するのであります。第二に強く希望いたしておきたいのは、この法案の成立過程において、非公式でありますけれども、いろいろと事務当局の案でもあつたと思いますが、法案の草案を見せられ、又直接政府当局から法案制定の過程のいろいろ実情も聞きました。それによりまするというと、最初の案にはこの五千人分につきましては、勿論最初は二万人とかいうことはありました。それが五千人の分になりました。それまでは、平衡交付金を流用するといふふうに法案の中には織り込まれるというようなことになつてました。ところがその後政府の部内の折衝により

ましてそれがなくなりまして、そうしてここに提案されているのであります。従つて我々も何回もこの法案の審議過程において政府当局に質問もいたし、要望もいたしたのでありますか、国家予算を取る場合においては、実は五千人じやなくて、自治体からかわる分でございますが、この分につきましては自治体自身がその分の警察上の経費も要らなくなるからして、平衡交付金を以て流用するというふうなことになつておつたのであります。この点については当初から現在の法律案に移りました過程を尊重いたしまして、新たなるところの国の財源を以てこれに当て貰いたいということを強く要望するのであります。そういうまぜんといふと、平衡交付金が今でも不足しているということは御承知の通りでありますて、理論的にはいろいろ解説がありましよう、併しながら我々といたしましては、平衡交付金から流用するといふ当初の案が現実の予算を組む場合において、再び持ち上がるといふことがないよう、持ち上りました。それも、それは実現しないで新たな国費を以てこれを計上するというようなことにしてもらいたいということを強く要望いたすわけであります。

○小笠原三男君 討議の過程中で議事進行もかねて発言をいたしたいのですが、こういうふうにこの修正案が出ておりますし、この修正案の提案の御説明を伺い、又それに附加えてこの修正案の実施に当つての法解釈まで具体的に伺つた以上は、いろいろ疑問が浮んで来るものがあるのであります。そこで、この際修正案に対する質疑をほんのちよつとでござりますけれどもさせて頂くわけには行かないか、私不馴れで議事手順がわかりませんので、委員長のほうでお調べの上一つ合法性がありましたら是非お許しを願いたいと思います。

○委員長(岡本愛祐君) 修正案に関する質疑は、修正点に直接関連しましてその字句の内容の疑義を正す簡明な質疑に限られることを希望いたしましてお許しいたします。

○小笠原三男君 御賢明な委員長のお取計らいで(笑声)質疑ができると感謝するものであります。「簡明、簡明」と呼ぶ者あり)簡単にお伺いしますが、民主党等のほうから出ておりますこの修正案の第四十條の二でありますするが、自治体警察を持つておる市町村がある中に、特に市の部分にだけに限つて市の周辺の特殊なる地域の自治体警察を持ち得ない町村との間に組合警察を持つということに限定をなさつた原則を先ずお伺いしたいと思うのであります。

○鈴木直人君 私から……

○小笠原三男君 賛成者になつたり、発議者になつたりするのか。

○鈴木直人君 修正案について発議者で、他の原案についての賛成をしたのです。提案者といたしまして御説明

てそれがなくなりまして、そうしますと「」に提案されているのであります。従つて我々も何回もこの法案の審議において政府当局に質問もいたしましたが、この趣旨に鑑みまして、今度新らしく予算を取る場合には、この場合はも要らないからして、平衡費も要らなくなるからして、平衡費を以て流用するというようなことになつておつたのであります。この点につきましては、自治体自身がその分の警察上五千人じやなくて、自治体からか自分でござりますが、この分につきましては、自治体自身がその分の法律案をつくりました過程を尊重いたしまして、新たなるところの国の財源を以てに当てて貰いたいということを強望するのであります。そういたしまして、平衛交付金が今でも新たなるところの財源を以てしておつたのであります。そこで御承知の通りまして、理論的にはいろいろござりましても、実現しないで新たなる国上二つの希望条件を付しまして原賛成をするものであります。

上二つの希望条件を付しまして原賛成をするものであります。

原賀（岡本愛祐君）議事進行です

原賀（岡本愛祐君）議事進行です

○小笠原二三男君 討論の過程の中で議事進行もかねて発言をいたしましたのですが、こういうふうにこの修正案が出ておりますし、この修正案の提案の御説明を伺い、又それに附加えてこの修正案の実施に当つての法解釈まで具体的に伺つた以上は、いろいろ疑問が浮んで来るものがあるのですのであります。この際修正案に対する質疑をほんのちよつとでござりますけれどもさせて頂くわけには行かないか、私不馴れで議事手続がわかりませんので、委員長のほうでお調べの上一つ合法性がありましたら是非お許しを願いたいと思います。

○委員長(岡本愛祐君) 修正案に関する質疑は、修正点に直接関連しましてその字句の内容の疑義を正す簡明な質疑に限られることを希望いたしましてお許しいたします。

○小笠原二三男君 御賢明な委員長のお取計らいで(笑声)質疑ができることが感謝するものであります。「簡明、簡明」と呼ぶ者あり)簡単にお伺いしますが、民主党等のほうから出ておりますこの修正案の第四十條の二であります。すると、自治体警察を持つておる市町村がある中に、特に市の部分にだけに限つて市の周辺の特殊なる地域の自治体警察を持ち得ない町村との間に組合警察を持つということに限定をなさつた原則を先ずお伺いしたいと思うのであります。

○鈴木直人君 私から……

○小笠原二三男君 賛成者になつたり、発議者になつたりするのか。

○鈴木直人君 修正案について発議者で、他の原案についての賛成をしたのです。提案者といたしまして御説明

も申上げます。只今の御質問は誠に尤もな御質問でありますて、實は我々は最初市町村といふらうに案もできておりましたので町村をやめまして市と書いたのです。その理由は今回の政府提案によりまするといふと、全人口五千人以上の市街的町村即ち警察法によりますれば警察を維持し得るところの町村、これをも実は加えたらどう案がございましたが、この分につきましては、政府原案の中に住民投票によつて警察を維持することもできるし、維持しないこともできるというふうなふうになつておりますて、そこに相当の自由な意思が加わつておるわけでござります。そこでそういうふうな自由確定のあるところの町村と組合を作るということになりますると、警察を維持するか維持しないかということを決定する場合に、非常に迷いが出て来るというようなことを考えまして、今回は一応そのような町村は除いて、市につきましては、これは住民の意思によつて廃止することはできないのでござりまするから、そういうふうな市に隣接した場合のみに限定いたしたというのが、その理由でござります。

はどちらも納得が行かない点がありますが、財政的に負担の軽い方法で、こういうふうなことがなされるというお考えもあるらかと思いますが、鈴木さんの今お話の理由から申上げまして、自治体警察を持つことより必要としない理由から言うと矛盾してある点があるんじゃないかなと私は考えるのですが、私ほけておりますならば、これは謝りますが、と申しますのは、自治体警察を持つたり持たなかつたりする事が自由にできる自治体との組合につきましては、これはいろいろ問題があるからというくらいのお考えであるならば、初めから自治体警察を持たないとされている村が持つようにつづくり返して来て、市を組合せるということをお認めになるということはこれにおかしいことではないか、こうじる疑問なのであります。

さな負担で済む。大部分は市に負担してもららという建前があつてのこういう改正案であるかどうかお伺いしたい。費用分担についてはどういうお考えをお持ちの上でこういう改正案になつておるかお伺いします。

○鈴木直人君 その費用分担につきましては、組合警察を維持しようとすることは、市及び町村間におけるところの話し合いできる以外に方法がないと、こういう考え方で、費用分担については法的には規定をいたさなかつた次第であります。

○小笠原二三男君 それからもう一点伺いますが、そういう点は余り考えなかつたということですから、次の重要な点も考えなかつたのじやないかと思われますのでお尋ねしますが、自治体警察を政令上維持し得る町村に対しても、その自治体警察にかかる基準財政需要額といふものは、これを見て平成交付金において操作するようになつておるのですが、そうでないこういう町村が合併し自治体警察の組合を持つたという場合に、その村の負担分について平成交付金において基準財政需要額を見てもらい、國もこれをカバーするということを前提としての改正法案であるかどうかということをお伺いしたい。

○鈴木直人君 実はその点につきましては、警察法については、その町村 자체は警察を維持することができないといふ法律になつておるのであります。従いまして原則としましては、警察の維持はできませんが、この改正法に基いて初めて共同で警察を維持する場合にのみその町村は警察を維持する権能を与えられたと、こういうふうに私

いまして地方自治法二百八十四條の一  
部事務組合につきましても、一部事務  
組合である以上は、警察を維持する權  
能のあるものとのとがその權能の一  
部を共同で維持する以外にはできない  
のじやないかという解釈がございまし  
たが、この点については、単独では警  
察は維持はできませんが、共同で維持  
する場合に初めてこの改正法によつて  
一部事務をその町村が持つことになつ  
て来るのであるから、そこで一部事務  
組合はできる。そうしますと、うと、  
共同で維持するという事務がその町村  
に与えられたことになつておりますか  
ら、平衡交付金におきましてもその分  
のいわゆる配交付分を受け得るところ  
の可能性ができる。こういうふうに解  
釈いたしております。

は、この法案にはくつづいてはおらないのでありますて、先ほど私が申上げましたよなうな工合に、その市と町村が、組合警察をこしらえようといふ町村が、片一方は住民投票、片一方はその議会においてそれゝ協議が進められるとき同時に、こうした現象が生じた場合に、政府においてこの現象に応じて告示がされる、かよなう工合に考へるわけであります。

○小笠原二三男君 そらしますならば実際形式上の手続がそなうであるならば、政令で告示するということにしたのはどういう利便があるからこういうことにしたのか。端的にお伺いしますが、現実には下で組合せてきめて行く、その可能性のあるものを政府があとで裏付けしてやるという本旨はどこに利便があるということでありましよなう。

○鈴木直人君 運営上においてはいろいろ、例えば告示といふことがあることによつて、厳密にその要件、いわゆる共同で警察を維持し得るところの資格要件をいろ／＼厳密に調査するところの機会も与えられるといふことも考えるのであります。法律的には自治体警察を維持するところの町村につきましては、政令で告示するということになつておりますから、この町村にのみ告示をしないといふことも片手落といいますか、問題がほつきりいたしませんので、他の自治体警察と同じようく政令で告示するといふ措置をとつたわけです。

○小笠原二三男君 それでは希望するところのそれ／＼が自治体警察を連合して持つといふ意思表示があつたあとで、手続上は政令がこれを追つかけて告示をする、こういう場合もある、地

方の意思といふものによつて政令告示  
といふことができる場合がある、こう  
いうふうに了解してそれでよろしうござ  
りますか。

○岩木哲夫君 それは地方の意思に基  
くことが原則でありまするが、それに  
は條件があるわけであります。條件は  
修正案文にありまするような工合に、  
公共の秩序の維持の上において必要な  
場合に限られているのであります。そ  
の公共の秩序の維持といふことに基  
ましては、先ほどお答え申上げました  
よくな工合に、警察法第二條の第二項  
第一号に該当する事項のみでなく、市  
街形態の連続していること、又は住宅  
地帯、学校地帯、工場地帯等としての  
生活環境が一体となつてゐることによ  
り密接な関係のある場合とか、或いは  
道路、鉄道、軌道、バス等の交通機関  
の延長状況が一体的脈絡關係を形成し  
てゐることによる密接な関係のある場  
合とか、又は特殊の地形により連続さ  
れてることにより密接な関係のある  
場合とか、物資の交易その他各種の經  
済取引上わかつがたい密接な関係のあ  
る場合等を考えておきたいわけであ  
ります。

○小笠原二三男君 それではさつきもお  
伺いしたのですが、政令で告示をする  
場合の條件は、発議者が今並べたその  
條件といふことが法の実施の場合、政  
府機關においてそのまま取入れられ  
る、法にくつついてこれは解釈されて  
いる條件であるのか、政府機關は政府  
機関としてその政令告示の條件とい  
ふのを別途御考慮になるものである  
か、極めて厳格に発議者のかたが説明  
しておりますので、この点どうなりま  
すかお伺いしておきたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 貝今岩木委  
員並びに鈴木委員からの修正案におき  
まして、政令の制定といふことが内容  
となつております。又その政令の制定  
につきましての條件について発議者よ  
り御説明があつたのでございますが、  
この国会におきます御審議におきま  
して、希望としてお述べになつた、或  
いはその文案についての解釈として御  
説明になりました事柄につきまして  
は、将来これが成立いたしました後に  
おきましては、政府といつしましては  
本案の解釈上、又実施上十分とするべき  
資料としてこれを尊重いたさなければ  
相ならんと、かように考へる次第でござ  
ります。

○小笠原二三男君 次に先ほど住民投  
票の場合について具体的に纏切丁寧  
な、発議者の手続についてまでの御発  
言があつたのですが、その中に私の開  
き方が悪いのなら御容赦願いますが、  
笠原委員の御質問になりました点、即  
ち住民投票を実施いたしまする前にお  
いて、関係市町村の間に十分事実上意  
思の疏通を図る。こういうような事柄  
は住民投票についての法律上の手続と  
する実際上の手續である、かようにな  
ら申しまして、実際上の必要に基きま  
す。而して住民投票の効果を擧げるとい  
うかは実際上わかつがたい密接な関  
係がある場合などは、これからは実  
際住民投票の効果を擧げるといふ上か  
ら申しまして、実際上の必要に基きま  
す。而して住民投票の効果を擧げるとい  
うかは実際上わかつがたい密接な関  
係がある場合などは、これからは実  
際住民投票の効果を擧げるといふ上か  
ら申しまして、実際上の必要に基きま  
す。

○小笠原二三男君 うだとなつたら、そ  
ういろいろなことをやつて、金がかか  
つて、金がかかつては困るからそぞ  
しておいて、住民投票をやるのであ  
る、こういうお詫があつたのですが、  
私は政府側にお伺いしますが、只今議  
題になつております民主黨のこの修正  
案が、政府改正案の住民投票のそれを  
そのまま使うといふふうになつてゐる  
のです、政府側としては、例えばこ  
の法が成立した時、そういうやり方で  
つきましては、政府といたしまして  
やることを望ましいとお考えになつて  
おられるか、望ましくないとお考えに  
なつておられるか、又基本的には住民投票  
を用いるという精神が奈辺にあるか、  
明らかにして頂きたいと思うのであり  
ます。

○國務大臣(大橋武夫君) 誠に御尤も  
な御質疑でござりますが、政府の考  
えといたしましてはあらかじめ市町村  
の間におきまして、議會間において話  
合いを付けるということは、これは折  
角町村の側におきまして警察を持つた  
ための住民投票をいたしまして、その結果  
警察を持つといふことがきまつた場合  
におきましても、これが市側から拒否さ  
れて実事上無効と相成るといふ、そ  
ういう無駄な手續を予防しよう  
と、こういう御趣旨であるうと存する  
のであります。従いまして事実上町村  
の側において住民投票を実施し、警察  
を持つといふことが決定した場合にお  
いては、確実に市の側からこの希望が  
受け入れられるという或程度の保障を得  
て置きたいといふための手續であります。

○相馬助治君 私は只今議題に依せら  
れておりまする法律案に対しまして、  
日本社会党を代表いたしまして、先ほ  
ど吉川委員説明にかかりまする日本社  
会党提案の修正案並びにこの修正され  
た部分以外の政府原案に対しまして賛  
成いたしましたと共に、岩木委員説明  
にかかりまする民主党並びに緑風会提  
案の修正案並びに社会党が修正いたし  
ました部分を除く政府原案に対しまし  
て反対いたすものでござります。

○先づ政府原案を私どもが見ますると  
いうと、御承知のように今般のこの警  
察法の一部改正法律案といふものは、  
国民の異常なる関心が持たれておるこ  
とは皆様すでに御案内の通りであります

する住民投票としては、手続上如何か  
と思われる点が少しく残るのであります。  
で村は村で単独の意思をきめた場合に、  
村の住民の意思を開き、市は市で  
する重要な事柄でありますから、  
従つてその自治体の住民の意思によ  
て決定をいたしたい。こういう御趣旨  
であらうと拜承をいたした次第でござ  
ります。而して住民投票の方法等につ  
いては、おのずから政府原案にお  
きましては、おもと拜承をしておられ  
ます。而して住民投票ということがある  
わけでござりますから、そのやり方に  
ついては政府といたしましても或る程  
度の考え方を持つておりますが、併し小  
笠原委員の御質問になりました点、即  
ち住民投票を実施いたしまする前にお  
いて、関係市町村の間に十分事実上意  
思の疏通を図る。こういうような事柄  
は住民投票についての法律上の手續と  
する実際上の手續である、かようにな  
ら申しまして、実際上の必要に基きま  
す。而して住民投票の効果を擧げるとい  
うかは実際上わかつがたい密接な関  
係がある場合などは、これからは実  
際住民投票の効果を擧げるといふ上か  
ら申しまして、実際上の必要に基きま  
す。

○相馬助治君 私は只今議題に依せら  
れておりまする法律案に対しまして、  
日本社会党を代表いたしまして、先ほ  
ど吉川委員説明にかかりまする日本社  
会党提案の修正案並びにこの修正され  
た部分以外の政府原案に対しまして賛  
成いたしましたと共に、岩木委員説明  
にかかりまする民主党並びに緑風会提  
案の修正案並びに社会党が修正いたし  
ました部分を除く政府原案に対しまし  
て反対いたすものでござります。

○先づ政府原案を私どもが見ますると  
いうと、御承知のように今般のこの警  
察法の一部改正法律案といふものは、  
国民の異常なる関心が持たれておるこ  
とは皆様すでに御案内の通りであります

す。この其今議題に供せられております。この政府提出の原案を見ますると、これは、新警察制度が從来のプロシア乃至フランス流の中央集権的警察制度を、小自治警察の廃止であり、加えて国警定員の増加等々を骨子としたものでございまして、これが意味するところは、新警察制度が國警の検査権の拡大であり、人間の自由の理想を保障する日本国憲法の精神に従い、又、地方自治の真義を推進する觀点から、国会は、秩序の警察法、この法によりまして、警察の民主化というものは非常に進められたのでありますと共に、この警察法の前文が語つております「國民のための人民の自由の理想を保障する日本国憲法の精神に従い、又、地方自治の真義を推進する觀点から、国会は、秩序

を維持し、法令の執行を強化し、個人と社会の責任の自覚を通じて人間の尊嚴を最高度に確保し、個人の権利と自由を保護するために、国民に属する民主的権威の組織を確立すると警察法の前文が謳つておるでありますてこの前文が余すところなく日本の警察制度の根本、いわゆる真義を説明しておると思うのでありますて、その根本精神は飽くまでも警察の民主化と地方自治の真義に則つて、国民に属する民主的権威の組織でなければならないとし、中央政府から独立したそれ自身の地方警察であらねばならないと規定しておりますし、そのことは中央集権的に統制された国家警備網が再び形を変えて現出することを厳に防止せねばならんとしますし、そのことを教訓的に示しておると私は理解するものでござります。こういふ意図を以て施行されましたところの警察法によつて警察の民主化といふものは非常に進み、日本の民主化に当つては相当貢献するところのあつたことは我々それを否むことのできない事実であります。即ち自治警察或いは国警の権限張り合いがないではなかつたのでござります。即ち警察の捜査能力の低下、こういうような意味におきまして、今日警察制度が根本的に再検討されねばならん段階に至つておることは、警察法の前文に謳われてゐる真精神を飽くまで保持しようとするならば、過去三カ年間に亘つたいろいろの自治警察或いは国警の運用上の欠陥

を是正するにとどめる、別な面から言いまするならば、自治体警察をいよいよ強化せしめるという一路を辿ることこそが、飽くまでも警察法の真精神に徹するものであろうと思うのであります。ところが今般警察法の前文はそのままいたしまして、政府より我々に示されたような原案が提出されたのであります。これに対しましては我々は残念ながら反対せざるを得ないのであります。國家の治安という觀点から眺めて、國の治安は飽くまでも國家それ自身がみずから責任において守らなければならぬ、理の当然であります。警察を最も機能的ならしめるためには、それが勢い中央集權的な形態を辿るということは必然的な運命であります。併しながらさればといって、我々はくどいようでありますけれどもマツカーサー・レターによるといふよりも、誤れる戦争に突入し、日本のもう一つの誤れる制度のうちでも、特に軍閥、官僚と並んで、曾て警察国家といわれたその弊害を知れる我々は、敗戦というこの大きな教訓の下においては、どこまでも警察法の前文が詭つてゐる眞精神を確保しなければならない、敗戦国民としての必然的な義務であることを思ひますときに、能率主義と民主主義は或る点において相剋する必然的運命を内蔵しておりますけれども、それにもかわらず我々は今般の政府提案の原案に対しまして、残念ながら賛成することが到底不可能なのでございます。

よといふ論に満ちていたことは我々も肯くのであります。これは第一の理由といたしまして、財政的欠乏といふことが挙げ得られると思うのでござります。従いましてかなり困難な注文でござりますけれども、財政的裏付けを何とかして本問題は解決されることによつて本問題は解決されると共に、住民投票といふ極めて民主的な方法をとるのであるから、このことはよろしいという説をなすものがありますけれども、残念ながら日本は民主化の度合いにおきましては、住民投票という極めて形式的にどのような形において現われるかといふ点は民主的であるといふその方法においても、弱小自治警察廢止問題をめぐらまして、住民投票の形といふものが、どうすることを考えましたときに、思想的な面からも、且つ又別個の治安の面からも、我々は今日警察廢止をめぐつて極めて不十分なる準備の下に住民投票をする姿を見うときには、一応愕然ならざるを得ない点があると思いますことは、不肖相馬一人の懸念にとどまるものではないことを私は確信いたすものでございます。而もそらすることがござり申すわけではございませんけれども、この際我々は民主主義といふ言葉そのものに迷わされることなく、むしろ法律を以て十万人以下の所はなになにせよといふことをやられることこそそれが現実に即していい、かくせよといふのではないであります。政府は警戒的意味を以て附加えすぎることに符節をしておるものでありますと私は警戒的意味を以て附加えすぎることを得ないのであります。現在の警察法の根本的な基調となつておりまする中央集権から、地方分権への精神、こ

ういうことを考へるときに、我々とい  
たしましては、一面実行不可能のこと  
き、又一般の声を無視しておるかのご  
とき姿を以つておりますけれども、吉  
川委員の提案にかかりますところの  
社会党の修正案は、誠に警察法前文の  
真精神を活かしたる理想の案なりと自  
負せざるを得ないのであります。

第二には定員の増加の問題であります  
す。原案によりまするに依ると、地方  
自治警の廃止によりまして、当然それ  
だけ国警の定員も増加いたしますると  
共に、警察学校及び警察大学に在学す  
る警察官五千人を限り云々といてしま  
して、国警が定員の増加を図つており  
ます。表面見まするところは五千人の  
増員であるかのごとく見えますが、先  
ほど鈴木委員も指摘されましたよろ  
に、弱小自治警察の廃止によつて一万人  
人、且つ又、自治警察側の定員が廃止  
されたということによりまして、少し  
大袈裟な話をするならば、今日日本の  
警察の定員は無制限に拡大される一つ  
の必然的運命をこの法案は持つておる  
ということを指摘しなければならない  
のであります。我が国は戦時中におき  
ましても警官の数は十万人を超えた歴  
史的事実を持ちません。それが現在で  
も自治警並びに国警合せて十二万五千  
人、數においては決して少くございま  
せん。治安の情勢から見て云々といら  
ことを言つておりますけれども、これ  
は先に警察予備隊も生れておるのでお  
ります。從いましてこれだけの数を持  
つておる警察が治安の必要上、なお增  
員しなければならないとすることは、  
法務省裁以下、国警長官以下みずから  
警察の無能なることを天下に声明する  
ことを意味するものでござります。と

かく官僚組織というものは、何か口実を見付けまして、みずから身代を殖やすというこれは性格を持つております。このことは幾つかの我々は歴史的事実において知つております。帝政ロシアの秘密警察が仕事がなくなるとストライキや暴動を煽動して、みずから肥る理由とした事実、或いはナチスドイツにおいてもそのような事例を我々は知つておるのでありますて、定員の増加ということを考えるならば、先ほど我々の党より指示いたしましたるような形におきまして、むしろこの問題は暫らく放棄して、実質的に警察の機能を高めるように、警察官の教養を高めるための給与の改善、通信、鑑識その他警察の持つ機能の力をより科学的ならしめるという方向に目を向けるべきであろうと私は考るものでござります。

は、先ほど吉川委員が説明いたしました。たる通り、定員五千名の増加に反対いたしまして、裝備、機械力、科学的搜査方法の完備、相互間の協力による警察力の質的向上を図ることを考えました。且つ又二十條の二におきまして、知事の非常事態における自治体警察処理に対しまして我々は反対するものであります。この治安維持上重大なるものを含んでおると思うのであります。するとと共に、とにかく自治体といふものの今の政治的な立場を考えて見まするときに、政府原案は極めて危険なりと言わざるを得ないのであります。同時に我々は次には町村警察の廃止を住民の一般投票によつて行うということに反対いたしますると共に、どこまでもこの町村警察といふものを、地方自治法の真精神によりまする自治体警察といふものとの姿を我々は残して行くといふことを基本精神とするものであります。次にこの国家地方警察或いは自治体警察といふようなことで、たびたびその名跡上から来る論議が繰返されたのであります。これにつきましては本質的な立場から私は討論する用意を持つておりますが、時間の都合を考慮いたしまして、これについては本会議に譲りたいと思う次第であります。

○高橋進太郎君 私は自由党を代表いたしまして、残念ながらこの修正案に反対せざるを得ないのであります。従いまして以上述べましたような立場を以ちまして、私は日本社会党提案にかかる修正案に対する賛成の意見を開陳するものでございます。

○高橋進太郎君 私は自由党を代表いたしまして、民主党政権並びに緑風会の提案にかかる修正案を含む政府原案に対して賛成し、社会党の提案にかかる修正案中民主党政権並びに緑風会等重複する部分を除いたる部分に反対するものであります。

その理由といたしましては、現行警察法に対しましては、制定当時より町村の財政の現状並びに自治行政の運営政策並びに警備力等の関係上幾たびか問題になつておつたものであります。私は今回提出の政府案は、これらの論議の対象になりました多くの問題に対しまして極めて少部分であり、従つて警察制度に対する要ありと考えるものであります。が、新憲法制定と新自治制度の発足が日なお浅い今日、諸般の情勢から考えまして、この程度の改正は誠に止むを得ざるものと考えられますので、今回はこれを了承するものであります。従つてこれが提案に当たりましては、当局者の苦心の程度がその條文とともにじみ出している点は十分わかるところでござりますが、政府におきましては更に研鑽を重ねられまして、一方においては警察制度の民主化の徹底化と、他方においては警察の能率化との均衡調和を実現し得る制度の改善化を更に考究せられると共に、これが法の

不偏は運用において十分發揮せらるるものであります。次に本案において最も高く評価されますのは、自治警察の応援に要するところの費用を、その応援をなしたたるもののが自治警察であると或いは国家警察であるとを問はず、すべて国家においてその費用を分担するという点であります。この規定の結果、自治警察はその定員に相当の伸縮性を持ち得ることとなりてその費用を極めて軽減せらるる結果となり、警察と地方財政の調和に極めて役立つものと存するところの規定と相成つたものと存するのであります。次に定員の問題でござりまするが、現下警備の諸般の情勢から見まするならば、原案の五千人を限度とするところの定員外の増員は極めて僅少であると考えまするが、先般大蔵大臣の眞明にございました通り、いわゆる一方においては十分なる装備と且つ又警察官に対する待遇改善と、これらの両方を以てその量の不足をこの質の充実によつてこれを補うとの説明がありました通り、これらが実現いたしまするならば、現下この程度の改正によつて十分なりとの確信を得ましたので、この点についても十分ながら予承をするのでございます。その他知事に、地方自治上の判断と責任を規定いたしましたが、現下この程度の改正によつてこれを補うとの説明がありました通り、これが実現いたしまするならば、現下この程度の改正によつて十分なりとの確信を得ましたので、この点についても十分ながら予承をするのでございます。その他の問題に、地方自治警察の運営に総合調整を与えた等は、いずれも多年の住民の要望いた等は、いずれも多年の住民の要望いたしましたが、現下この程度の改正によつて、地方治安上、國家地方警察と自治警察に加入でき得る途を開きましたのであります。

は、これらは現下警察制度の不備を改善し、地方自治運営の便宜を考え、更に地方財政の負担を軽減するという趣旨から、本案は極めて現段階においては適当なりと考えますので、先ほど申上げました通り政府原案に賛成をいたしました。なほ民主党、録風会の修正案に反対いたしたいと存ずるものでござります。

○石川清一君 私は第一クラブにおおりますが、第一クラブはその思想がまちでございまして、賛成、反対相半ばいたしましたところに、政府の原案と二つの修正案が出て参つておりますので、大体の意図を私なりに読みまして民主党並びに録風会の修正案、それ以外の部面の政府の原案に賛成をいたしました。結果といたしまして社会党の修正案には反対をいたすものであります。(拍手)賛成の理由を申上げます。つきまして、すでにそれへの会派から党勢拡張の意味を含めました楚成の御意見がありましたので、それを略しまして、第一クラブの性格に則りました全国民的な立場を加味いたしました全般の立場を申上げたいと存じております。

今回の改正案につきまして各党各派一致して論議されましたのは、國家警察、警備についての国家警察的なものになりました。中央集権的な傾向の深まるのを恐れたのと、更に自治体警察が地方財政を衡交金の交付の額、交付に対する支拂省の強い権力に対する反抗、これに対するそれへの措置その他について論議されたのでありましたがけれども、これ以上今回の問題の中心になります。

まよりを賣去リテ免いてよリ采干リテ 采干國に小ヒ端支頭

